

## 図書館関係規定集

### 情報科学芸術大学院大学条例施行規則

( 附属施設 )

第 4 条 大学に、附置研究機関としてメディア文化センターを置く。

2 大学に、附属図書館及び学生寮を置く。

### 情報科学芸術大学院大学学則

#### 第 2 章 組織

( 附属図書館 )

第 7 条 本学に附属図書館を置く。

#### 第 3 章 職員

( 部局長 )

第 9 条 ( 略 )

3 附属図書館に館長を置き、本学の教授をもって充てる。

( 部局長の職務 )

第 10 条 ( 略 )

3 附属図書館長は、学長の命を受け、附属図書館に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。